

第22期第5回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和3年12月7日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第22期第5回 胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年(2021年)12月7日(火)
14時00分～14時40分
- 2 開催場所 室蘭市東町3丁目19番4号
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、野呂委員、阿部委員、
三戸部委員、小谷地委員、澤口委員、富樫委員、田中委員
(11名)
※欠席委員 高田委員、傳委員、煤孫委員 (3名)

- 4 事務局 事務局長 松尾 仁
主事 西島 英祐

- 5 臨席者
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕
胆振総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 坂本 貴博

6 議題

(1) 審議事項

- 議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正について(答申)
- 議案第2号 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配
分案等について(答申)
- 議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について
[北海道水産林務部](答申)
- 議案第4号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について
[北海道胆振総合振興局](答申)

7 議事の顛末

松尾事務局長

ただいまから、第22期第5回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。
開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、すけとうだら刺し網漁や養殖ホタテなどの水揚げで、何かとご多忙のところ出席いただきまして、誠にありがとうございます。

そして、胆振総合振興局水産課の齊藤水産課長さんを始め関係者のご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、12月に入りまして、さけ定置も一部の地区を残しほぼ終漁ですが、11月30日現在の管内の水揚げをみますと、不漁であった昨年の水揚げを大きく下回る大不漁で、数量、金額とも昨年の約7割減となる見込みです。

また、全道的にはオホーツク、日本海側は比較的良い結果で終わると思いますが、太平洋側は全くダメで、当管内を含め非常に厳しい結果となる見込みとなっております。

今年も残りわずかとなりますが、来年こそはと強く願っているところでございます。

さて、本日の議案についてですが、審議事項として「北海道資源管理方針の一部改正」、「知事管理漁獲可能量の当初配分案」など4件ございます。

皆様方には、よろしく審議の程、お願い申し上げまして簡単ではございますが、挨拶といたします。

松尾事務局長

時間の関係により、来賓紹介は省略させていただきます。
それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中11名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会

は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により「会長が指名する」こととなっておりますので、私より指名させていただきます。

野呂委員、小谷地委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

事務局から説明願います。

松尾事務局長

右上に議案第1号と記載の資料となります。

議案第1号は、令和3年11月25日付けで北海道知事から諮問がございました。

内容の説明につきましては、坂本漁業管理係長から願います。

坂本漁業管理係長

議案第1号「北海道資源管理方針の一部改正について」、北海道知事より諮問がありましたので、資料により説明致します。

始めに、諮問文をご覧ください。

根拠条項につきましては、漁業法第14条第10項において準用する第4項となっております。

次のページをご覧くださいなのですが、資料別紙1ですが、知事が公表する案をのせてございます。

これについて、説明します。

「改正後と改正前の表」をご覧ください。

第1資源管理に関する基本的な事項、1漁業の状況の年度、生産量及び生産額の数字にアンダーラインが引かれていますが、時点修正を行います。

次に、2ページ目をご覧ください。

別紙1-1さんまの第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等、(2)漁獲量の管理の手法等の②について、知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から、つまり、知事管理漁獲可能量の85%以上で公表した日、クロマグロは70%以上で公表した日からは、陸揚げした3日以内としていたところですが、3日以内の後ろに、行政機関の休日は算入しないを追加するものです。

なお、行政機関の休日は、土日祝日及び12月29日から1月3日までです。

この内容につきましては、11月16日に開催された水産政策審議会で承認され、改正される国の資源管理基本方針に整合を図る改正となっています。

さんまのほか、同じ記載があります、3ページの別紙1-3まいわし、4ページの別紙1-4くろまぐろ（小型魚）、及び別紙1-5くろまぐろ（大型魚）、5ページの別紙1-6すけとうだら太平洋系群、6ページの別紙1-7すけとうだら日本海北部系群、及び別紙1-9すけとうだら根室海峡、7ページの別紙1-12ずわいがに北海道西部系群8ページの別紙1-13ずわいがにオホーツク海南部についても、同様に追加いたします。

9ページ以降については新旧対照表となっており、ただいま説明しました事項が備考欄に記載されておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

諮問内容の説明につきましては以上ですので、よろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

それでは、議案第1号について、原案どおり知事に答申してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

次に、議案第2号「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

松尾事務局長

右上に議案第2号と記載の資料と議案第4号と記載の資料となります。

議案第2号は、令和3年11月25日付けで北海道知事から諮問がございました。

内容の説明につきましては、坂本漁業管理係長から願います。

坂本漁業管理係長

議案第2号「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」資料に基づき説明致します。

始めに、諮問文をご覧ください。

根拠条項につきましては、漁業法第16条第5項において準用する第2項となっており、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3つの特定水産資源に係る令和4年1月1日から12月31日までの漁獲可能量についての諮問となります。

次のページ別紙1ですが知事が公表します案が記載されています。

魚種毎に知事管理漁獲可能量が記載されていますが、各数値について説明してまいります。

3ページの資料1-1、「令和4年のTACについて」をご覧ください。

この資料は、11月16日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て国から示された令和4管理年度における漁獲可能量(TAC)の当初配分に基づき「北海道」に定められた数量の概要などを示したものです。

まず、さんまについてですが、農林水産大臣が定める漁獲可能量については、今年の2月に開催されました第6回北太平洋漁業委員会の年次会合の中で今年と来年については、日本の200海里内の漁獲量を12万7,220トン、公海での漁獲量が2万8,115トン、合計して15万5,535トンが日本に割り当てられる事で合意されております。

この合意に基づきまして、今年6月に漁獲可能量が改定されておりますが、来年についても北太平洋漁業委員会の決定事項が適用され、今年の改定後と同じ値となっております。

また、日本に割り当てられた漁獲量を漁獲比率等で大臣管理と知事管理に配分するのですが、北海道に割り当てられる数量についても今年の改定後と同じ値になっています。

次ページの資料1－2は道における配分の考え方を記載した資料ですが、国から配分された数量と海域ごとの配分比率は令和3年改訂後と同様と同じ値となっています。

なお、令和4年3月に北太平洋漁業委員会が開催される予定となっており、ここで新たな資源管理措置が採択された場合は、漁獲可能量が改定となる可能性があることを補足します。

次に、資料1－1にお戻りいただいて、「まあじ」についてですが、まあじには太平洋系群と対馬暖流系群があり、太平洋系群のMSYを達成する親魚量（目標管理基準値）は6万トンのところ、2020年の親魚の量は1万7千トンであり、限界管理基準値の1万5千トンに近い資源状態となっております。

一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は25万4千トンに対し、2020年の平均親魚量は26万4千トンとMSYを上回る資源状態となっております。

令和4管理年度のTAC配分については、ステークホルダ会議を経て決定された漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、日本分の両系群の合計値となる156,200トンが、令和4年のTACとして設定されています。

また、TACは大臣管理漁獲可能量と都道府県知事管理漁獲可能量に配分されますが、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が46,300トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまでと同様に「現行水準」となっています。

次に、5ページ目の資料1－3道における配分の考え方をご覧願います。

「まあじ」への配分はこれまで同様、「現行水準」となっています。

国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため海域を区分せず、全道海域一つとして管理するものです。

また、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載しておりますが、近年3カ年の最大では、令和1年が393トンの実績となっており、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）による採捕量が全道採捕量のほぼ全てを占める状況となっております。

再び3ページ目資料1－1「令和4年のTACについて」のマイワシの欄をご覧願います。

太平洋系群のMSYを達成する親魚量は118万7千トンに対して、2020年の平均親魚量は172万トンとMSYを上回る状態となっております。

令和4管理年度のTAC配分については、ステークホルダ会議を経て決定された漁獲シナリオにより算定された、79万1千トンが、令和4年のTACとして設定されております。

す。

太平洋系群は、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が445,500トン、北海道の知事管理量は、前年より4,800トン少ない31,200トンが設定されています。

なお、国ではマアジとマイワシのTACの20%を留保しております。

これは、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されたものです。

次に、6ページの資料1-4【まいわし】をご覧ください。

道における配分の考え方を記載した資料ですが、国から北海道に示された数量のうち、海域は区分せず、道東の小型さんま漁船によるまいわし資源の活用やロシア200海里水域さけ・ます流し網漁業の代替などで行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ25,000トン配分します。

「その他漁業」は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）での採捕が大半を占めることから、「現行水準」とし、これまで同様の取扱となります。

なお、「火光を利用する敷網試験操業」への配分は、令和3配分実績と知事管理漁獲可能量の減少率13%から算出した数量を計画数量として配分します。

また、資料の下の方に参考として近年の採捕実績を記載していますが、近年3カ年の最大では、令和元年の22,672トンとなっております。

その他漁業での採捕は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）による採捕量が全道採捕量の7割以上を占める状況となっております。

最後に資料の1-5をご覧ください、

「令和3年と令和4年の配分量の比較について」をご覧ください。

今回対象となるサンマ、マアジ、マイワシについて前年度と比較ができるよう一覧表として整理しています。

諮問内容の説明につきましては以上ですので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

それでは、議案第2号について、原案どおり知事に答申してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

次に、議案第3号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を上程いたします。

なお、議案第4号も関連がございますので一括上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局

右上に議案第3号と記載の資料と議案第4号と記載の資料となります。

議案第3号は、令和3年11月26日付けで、議案第4号は、令和3年12月2日付けで、北海道知事から諮問がございました。

議案第3号は、北海道水産林務部、議案第4号は、北海道胆振総合振興局に関する案件でございます。

内容の説明につきましては、坂本漁業管理係長から願います。

坂本漁業管理係長

議案第3号及び4号についてご説明します。

この二つの議案につきましては知事許可漁業の一斉更新にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、意見を求める内容となっており、議案第3号が本庁が公表するもの、4号が振興局が公表する案件となっています。

議案3号と記載されました資料をご覧ください。

知事からの諮問文となりますが2の関係漁業は小型さけ・ますはえなわ漁業（太平洋海域）となっています

本漁業について、当管内の漁業者は許可されている者はいませんが、操業海域に胆振管内沖合海域が含まれるため意見が求められているところです。

次のページをご覧ください。

制限措置の内容、申請すべき期間の概要についてご説明します。

漁業種類は、繰り返しになりますが小型さけ・ますはえなわ漁業、操業区域は記載のとおりで胆振管内沖合を含む渡島管内から根室管内までの太平洋海域となっています。

漁業時期は4月15日から7月7日まで、許可等すべき船舶等の数は「13隻」となっています。

令和3年度漁期における許可隻数は14隻でしたが、釧路管内で1件廃業予定のため13隻の募集となっています。

船舶の総トン数は「5トン未満」、漁業を営む者の資格は、「十勝、釧路及び根室振興局管内に住所を有する者」となっています。

申請すべき期間は、漁業法及び北海道漁業調整規則の規定で1ヶ月を下回らないこととしており、令和4年2月1日から同年3月1日までを予定しています。

その他備考欄では、許可の有効期間を1年、認可の有効期間を6ヶ月、申請書提出先となる振興局名称、その他許可に付す予定の条件について記載しています。

資料の3ページ以降には当該漁業の制限措置等の取扱いが添付されておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

議案第3号に係る説明は以上となります。

続きまして議案第4号についてご説明しますので、資料をご覧ください。

振興局処分の知事許可漁業の一斉更新に係る諮問となりますが、関係する漁業は2に記載されていますとおり、貝けた網漁業、なまこけた網漁業、潜水器漁業及び苫小牧港湾区域内海域におけるかれい刺し網漁業となります。

順にご説明しますので、次のページをご覧ください。

貝けた網漁業に係る制限措置の内容、申請すべき期間の概要についてご説明します。

漁業種類は対象魚種毎に分類されておまして、1ページ目がほたてがいを対象とするけた網、2ページ目がほっきがいやその他の貝類を含むけた網となっております。

1 ページ目に戻りまして、操業区域につきましては各漁協の共同漁業権区域毎及び港湾区域毎に設定しています。

漁業時期についてはほたてがいが4月1日から翌年3月31日まで、ほっきがい等については7月1日から翌年4月30日までとなっています。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、各漁協の共同漁業権行使規則に記載される隻数と同様としており、港湾区域内においては関係漁協に聞き取りし、過不足が生じない隻数としています。

船舶の総トン数については15トン未満としています。

漁業を営む者の資格として、胆振管内に住所を有する者、共同漁業権漁場での操業にあたっては行使承認を受けている者、港湾区域での操業にあたっては管理者から同意を得ていることが条件となります。

許可等の申請期間は2月1日から翌年の1月31日までとなっています。

その他備考欄には、許可の有効期間を1年、認可の有効期間を6ヶ月、申請書提出先となる振興局名称、その他許可に付す予定の条件について記載しています。

資料の3ページから10ページには貝けた漁業の制限措置等の取扱いが添付されておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願ひします。

続いてなまこ桁網漁業に係る制限条件等についてご説明しますので、11ページをご覧ください。

漁業種類は小型機船船曳網漁業（手繰第3種漁業）なまこ桁網漁業となっており、操業区域は各漁協の共同漁業権漁場区域となっています

漁業時期は8月21日から翌年6月20日までとなっており、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は各共同漁業権行使規則に記載される隻数と同様としています。

船舶のトン数は10トン未満としています。

漁業を営む者の資格として、胆振総合振興局管内に住所を有する者で、かつ共同漁業権行使承認をもっているものとなります。

申請期間は令和4年2月1日から翌年1月31日までとなっており、その他備考欄では、許可の有効期間を1年、認可の有効期間を6ヶ月、申請書提出先となる振興局名称、その他許可に付す予定の条件について記載しています。

資料の13ページから20ページにはなまこけた網漁業の制限措置等の取扱いが添付されておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願ひします。

続いて21ページをご覧ください。

潜水器漁業の制限条件についてご説明します。

漁業種類は、潜水器漁業えむし及びなまこ、うに及びなまこ、あわび、うに、えむし及びなまこなどと漁獲の対象となる魚種毎に分類されており全部で9区分となります。

次に操業区域ですが、各漁協の共同漁業権区域毎及び港湾区域毎に設定しており全部で11区分となっています。

漁業時期ですが、対象魚種毎に操業期間を設定しています。

許可又は起用の認可をすべき船舶等の数は、各漁協の共同漁業権行使規則に記載される隻数と同様か、港湾区域内においては関係する漁協に照会の上、過不足の生じない件数としています。

船舶の総トン数については規定しておらず、漁業を営む者の資格として、胆振管内に住所を有する者、共同漁業権漁場での操業にあたっては行使承認を受けている者、港湾区域での操業にあたっては管理者から同意を得ていることが条件となっています。

許可等の申請期間は2月1日から翌年の1月31日までとなっています。

備考欄には、許可の有効期間を1年、認可の有効期間を6ヶ月とすること、申請書提出先となる振興局名称、その他許可に付す予定の条件について記載しています。

資料の25ページから35ページには貝けた漁業の制限措置等の取扱いが添付されておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願ひします。

最後になりますが、かれい刺し網漁業（苫小牧港湾区域内海域）についてご説明します。

37ページをご覧ください。

漁業種類はかれい固定式刺し網漁業（苫小牧港港湾海域）となっており、操業区域は苫小牧港港湾区域内の海域であり、漁業時期は4月1日から翌年3月31日まで、許可等をすべき船舶等の数は48隻として設定していますが、関係漁協から聞き取りし、過不足が生じない隻数としています。

船舶の総トン数は10トン未満、漁業を営む者の資格として、胆振総合振興局管内に住所を有し、かつ、苫小牧港港湾組合から同意を得た者となります。

許可等の申請期間は来年2月1日から3月1日までの1ヶ月間となっており、備考欄には、許可の有効期間がR4年に限る事や、認可の有効期間を6ヶ月とすること、申請書提出先となる振興局名称、その他許可に付す予定の条件について記載しています。

資料の39ページから44ページにはかれい刺し網漁業の制限措置等の取扱いが添付されておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

議案第3号及び第4号に係る説明は以上ですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

それでは、議案第3号及び議案第4号について、原案どおり決定してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。他に皆さんの方から何かございませんか。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

以上で、本日の委員会をこれで終了いたします。

長時間に及ぶ審議、誠にありがとうございます。